

保護者の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします

令和2年8月6日に、愛知県独自の緊急事態宣言が発出されました。

宣言にもありますように、7月以降は20～30歳代の感染者が多くなっており、未就学児や学齢児の感染例も市内で増えています。

こうした状況を踏まえ、市内での感染拡大防止、また障害児通所支援事業所（以下、事業所という）内での感染拡大防止のため、保護者の皆さまには、次のとおりご協力をお願いします。

1. 事業所での感染拡大防止のため、次の①～④のような場合は、事業所への通所での利用を控えていただくなどのご協力をお願いします。また電話やオンライン等による代替手段による支援をご利用いただくなどご検討ください。特に、②～④のような場合は、必ず事業所へご連絡ください。

状態	対応
①お子さんに熱や呼吸器症状がある場合	通所での利用を控えてください。
②お子さんが感染者となった場合	治癒するまでの期間、通所での利用はできません。
③お子さんが濃厚接触者と特定された場合や同居のご家族が感染者となった場合	保健センターから指示があった期間は、通所での利用はできません。
④お子さんがPCR検査を受ける場合	検査の結果、陰性と判明するまで通所での利用を控えていただくようご協力をお願いします。

なお、お子さんの同居のご家族が濃厚接触者となった場合や、家庭内での感染の可能性がある場合等につきましても、電話やオンライン等による代替手段による支援等のご検討をお願いいたします。

2. ご家族の皆様には、愛知県緊急事態宣言の発出を踏まえた、不要不急な行動の自粛をお願いします。

- お盆休み期間中の不要不急の行動の自粛
- 5～6人以上の大人数での会食や宴会の自粛
- 県をまたぐ不要不急の移動の自粛

など

令和2年8月7日  
名古屋市子ども青少年局子ども福祉課